

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第44号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第8条の3の規定による被害者の自立支援に関すること。</u></p> <p>(19)～(21) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に関すること。</p> <p>(2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関すること。</p> <p>(3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関すること。</p> <p>(4)～(16) 略</p> <p>(17) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の施行に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第8条の3の規定による被害者の自立支援に関すること。</u></p> <p>(19)～(21) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 興行場法（昭和23年法律第137号）<u>及び興行場に関する条例（昭和59年佐賀県条例第20号）</u>の施行に関すること。</p> <p>(2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）<u>及び佐賀県公衆浴場に関する条例（昭和41年佐賀県条例第43号）</u>の施行に関すること。</p> <p>(3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>及び旅館業に関する条例（昭和33年佐賀県条例第38号）</u>の施行に関すること。</p> <p>(4)～(16) 略</p> <p>(17) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）<u>及び化製場等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第21号）</u>の施行に関すること。</p>

改正前	改正後
(18)～(21) 略 5 略	(18)～(21) 略 5 略

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第3条第2項第18号の改正規定は、公布の日から施行する。